

企画委員会の設置について（案）

（平成 22 年 3 月 30 日
知的財産戦略本部長決定）

- 1 知的財産の創造、保護及び活用に関する重要事項の検討、施策の進捗管理等を行うため、知的財産戦略本部に、企画委員会を置く。
- 2 企画委員会の構成員は、次のとおりとする。
座長 国務大臣（知的財産戦略担当）
委員 国家戦略室及び関係府省の副大臣又は大臣政務官であつて座長が指名する者
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員のうちから座長代理を指名することができる。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聞くことができる。
- 5 企画委員会は、専門の事項を調査させる必要があるときは、その決定により、タスクフォースを置くことができる。
- 6 企画委員会は、知的財産戦略本部令（平成 15 年政令第 45 号）第 2 条の規定に基づく専門調査会及びタスクフォースの運営状況についての報告及びこれら会議の報告書等の提出を受ける。
- 7 企画委員会に幹事を置く。幹事は、座長並びに国家戦略室、内閣府、文部科学省及び経済産業省の副大臣又は大臣政務官とする。
- 8 前各項に掲げるもののほか、企画委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。